

(平成29年 4 月 1 日現在)

▲ I P 伝送サービス契約約款の廃止

(平成27年12月24日 NSク第500320号)

実施 平成28年 1 月 1 日

I P 伝送サービス契約約款 (平成13年経企第2015号) は、廃止します。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成28年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施前に、当社の I P 伝送サービス契約約款 (以下「旧約款」といいます。) の規定により当社が提供している次表左欄の I P 伝送サービスに係る契約は、この約款実施の日において、当社の Universal One サービス契約約款 (第 3 編) の規定により当社が締結した同表右欄の Universal One サービス第 2 種第 1 類に係る契約に移行したものとします。

I P 伝送サービス契約約款	Universal One サービス契約約款 (第 2 編)
I P 伝送サービス	Universal One サービス第 2 種第 1 類

3 削除

4 この約款実施前に、旧約款により締結された契約に係る期間等 (最低利用期間を含みます。) に係る起算日等は、附則 2 の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。

5 この約款実施前に、旧約款により生じた支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この約款実施前に、旧約款によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成29年 3 月 28日 NSク第00171889号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 NSク第500320号 (平成27年12月24日) の附則の 3 を削除します。